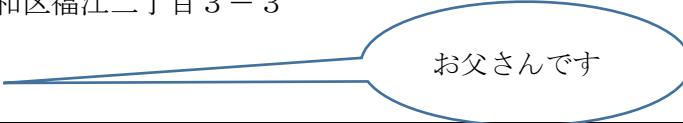
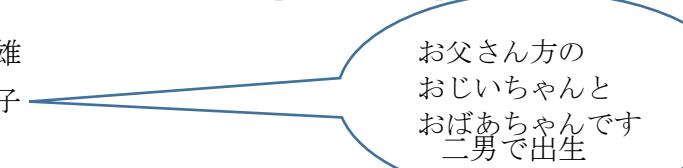
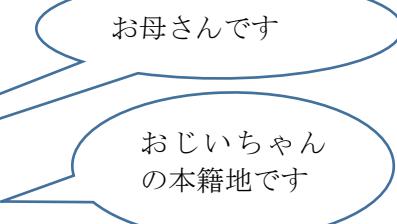
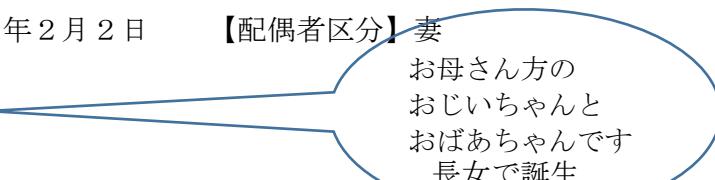
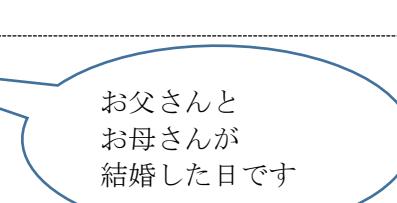


自分のこと 08-01	自分がどのように生まれ育ったのかわかりません どうすれば自分の生まれや育ちがわかるのですか
自分の名前は  <small>なづけおや</small>	ぼくは ○○田○○雄です わたしは ○川 ○○美です
<small>なづけおや</small> 名付親の思い  <small>(普通は両親)</small>	<p>名付親はどんな思いで名前をつけたのでしょうか</p> <p>1 名付親が生活するうえで大事にしていること。 たとえば 誠実 勤勉 愛 温かい 平和の文字を入れた名前 誠一 勉 愛梨 温子 和夫</p> <p>2 あなたの将来を思って たとえば 未来 希望 豊かさ 輝きの文字を入れた名前 未来 望 豊和 優輝</p>
自分のこと を 知りたい	<p>自分の名前は名付け親から愛情もって命名されたことはわかりました。</p> <p>親や施設の先生から聞く機会はありましたが、親のこと、祖父母のこと兄弟のこと、生まれたところなど自分について知りたいことがいっぱいあります。</p>
何を見たら いいの	<p>あなたのこと（いつ生まれた・誰から生まれた・どこで生まれた・誰が出生届を出したのか等）がしっかり記録されているのが戸籍です。戸籍は身分登録制度で日本国民の身分関係「出生・婚姻・死亡」等を時系列に正確に登録したものです。自分で内容を確かめるのもいいですね。</p>
'戸籍'とは	<p>日本国民の家族的関係を明確にするために、夫婦と未婚の子を一つのグループとして氏名・生年月日・その続柄を記載して公に証明している文書です。</p> <p><b>戸籍地</b> 戸籍が管理されている場所のこと  <b>筆頭者</b> 戸籍の最初に記載されている人のこと  <b>戸籍全部事項証明書</b> 戸籍に含まれる「全員分」を写したもの  <b>戸籍個人事項証明書</b> 戸籍に含まれる「一人分」だけを写したもの  <p><b>取寄せ先</b> 本籍地がある市町村の住民課  <b>必要な時</b> パスポートを作るとき 相続をするとき</p> </p>
'住民票'とは	<p>その市町村に住む人の氏名や生年月日、住所などの情報を個人ごとに公にまとめた帳簿で、その市町村に住んでいることを証明するものです</p> <p><b>'居住関係の公証'</b>と言われ個人ごとに作成されたものが世帯ごとにまとめられています。</p> <p><b>世帯</b> 住所及び生計をいっしょにする集団（一般的には家族）のこと  <b>世帯主</b> 世帯の中心となる人のこと  <p><b>取寄せ先</b> 住んでいる市町村の住民課  <b>必要な時</b> 車の免許を取るとき 就職のとき アパート賃貸契約を結ぶとき</p> </p>

ぜんぶじこうしょうめい  
**(戸籍全部事項証明)** 見本

<p><b>ほんせき 本籍 ひつとうしゃ 筆頭者</b></p>	<p>愛知県名古屋市昭和区福江二丁目 3-3  <b>へいせい あきほ 平成 秋穂</b></p>	
<p><b>戸籍事項 転籍</b></p>	<p>【転籍日】平成20年5月23日  【従前戸籍】東京都港区麻布十番</p>	
<p><b>戸籍に記録されている者</b></p>	<p><b>【名】 秋穂</b>  <b>【生年月日】昭和49年5月5日</b>      <b>【配偶者区分】夫</b>  <b>【父】 平成 夏雄</b>  <b>【母】 平成 冬子</b>  <b>【続柄】二男</b></p>	
<p><b>身分事項 出生</b></p>	<p>【出生日】昭和49年5月5日  【出生地】北海道札幌市中央区  【届出日】昭和49年6月10日  【届出入】父</p>	
<p><b>婚姻</b></p>	<p>【婚姻日】平成10年10月10日  【配偶者氏名】江戸 愛子  【送付を受けた日】平成10年10月10日  【受理者】東京都港区長  【従前戸籍】北海道札幌市中央区 平成夏雄</p>	
<p><b>戸籍に記録されている者</b></p>	<p><b>【名】 愛子</b>  <b>【生年月日】昭和55年2月2日</b>      <b>【配偶者区分】妻</b>  <b>【父】江戸 幸太郎</b>  <b>【母】江戸 はな</b>  <b>【続柄】長女</b></p>	
<p><b>身分事項 出生</b></p>	<p>【出生日】昭和55年2月2日  【出生地】鹿児島県鹿児島市  【届出日】昭和55年2月10日  【届出入】父  【送付を受けた日】昭和55年2月10日</p>	
<p><b>婚姻</b></p>	<p>【婚姻日】平成10年10月10日  【配偶者氏名】平成 秋穂  【送付を受けた日】平成10年10月10日  【受理者】東京都港区長  【従前戸籍】鹿児島県鹿児島市</p>	

戸籍に記録されている者	<p><b>【名】 良夫</b></p> <p>【生年月日】 平成15年2月2日</p> <p>【父】 平成 秋穂</p> <p>【母】 平成 愛子</p> <p>【続柄】 長男</p>
身分事項 出生	<p>【出生日】 平成15年2月2日</p> <p>【出生地】 東京都港区</p> <p>【届出日】 平成15年2月2日</p> <p>【届出入】 父</p> <p>【送付を受けた日】 平成15年2月10日</p>

戸籍にそれぞれの出生・結婚・転籍・死亡等の身分事項が記載されています  
おじいちゃん、おばあちゃんの名前も記載されています。

## 戸籍からわかること

1 平成秋穂(父)さんは北海道札幌市内の病院で昭和49年に出生しました。  
おじいさんの名前は夏雄さん おばあさんの名前は冬子さん。



2 江戸愛子(母)さんは鹿児島県鹿児島市内の病院で昭和55年に出生しました。  
おじいさんの名前は幸太郎さん おばあさんの名前はとめさん

3 平成秋穂さんと江戸愛子さんは東京で生活していた平成10年に結婚しました。

4 二人の間に良夫君(あなた)が長男として平成15年に誕生しました。  
あなたは東京の港区内の病院で生まれています。

5 平成20年におとうさんが会社の転勤で名古屋に來たので  
本籍地を 東京都港区麻布十番から名古屋市昭和区に移しました  
(現在の本籍地は名古屋市昭和区福江二丁目3-3)



6 戸籍の筆頭者(代表者)は平成秋穂さんです

7 この戸籍には秋穂父さん 愛子母さん 良夫君の3人の生きてからの出来事がすべて記録されています。

## 本籍地がわからない場合

あなたが住んでいる市町村の窓口で住民票を取ります。その際、「本籍地」「筆頭者名」欄に印を入れると「本籍地」「筆頭者名」が記載された住民票を手にすることができます。  
パスポートを作るとときや、結婚のときに必要なので、一度取寄せてみるのもいいですね。

## 住民票

## 見本

住所	愛知県名古屋市昭和区福江二丁目3-3 福江荘204					
世帯主	平成 秋穂	世帯主とは代表者の意味です				
1	氏名	平成 秋穂	世帯主はお父さん		個人番号	マイナンバー
			生年月日	昭和49年5月5日	性別	男
	続柄	世帯主	住民になった年月日		平成20年5月23日	
	前住所	東京都港区麻布十番	平成20年5月23日転居届出			
	本籍	名古屋市昭和区福江二丁目3-3	筆頭者	平成 秋穂		
備考						
2	氏名	平成 愛子			個人番号	マイナンバー
			生年月日	昭和55年2月2日	性別	女
	続柄	妻	住民になった日		平成20年5月23日	
	前住所	東京都港区麻布十番	平成20年5月23日転居届出			
	備考					
	氏名	平成 良夫			個人番号	マイナンバー
			生年月日	平成15年2月2日	性別	男
	続柄	長男	住民になった日		平成20年5月23日	
	前住所	東京都港区麻布十番	平成20年5月23日転居届出			
	備考					

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します

名古屋市昭和区長

## 住民票は住民（あなた）の居住の記録を証明します

### 1 住民票からわかること

- 1) 名古屋市昭和区福江のアパート（会社の社宅）に親子3人が住んでいます。
- 2) 平成20年5月23日に親子3人が東京から名古屋に引っ越してきました。
- 3) 世帯主（代表者）は平成秋穂さんです。
- 4) 世帯主と一緒に住んでいるのは妻の愛子さんと長男の良夫（あなた）です。
- 5) 申し出があれば、住民票に個人番号（マイナンバー）と本籍地も載せてくれます。

### 2 あなたがDV等の被害者で加害者からの住民票の閲覧・取寄等を拒否したいとき



#### 「DV等支援措置」の申し出をすることができます

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為、親からの虐待などを受けていて

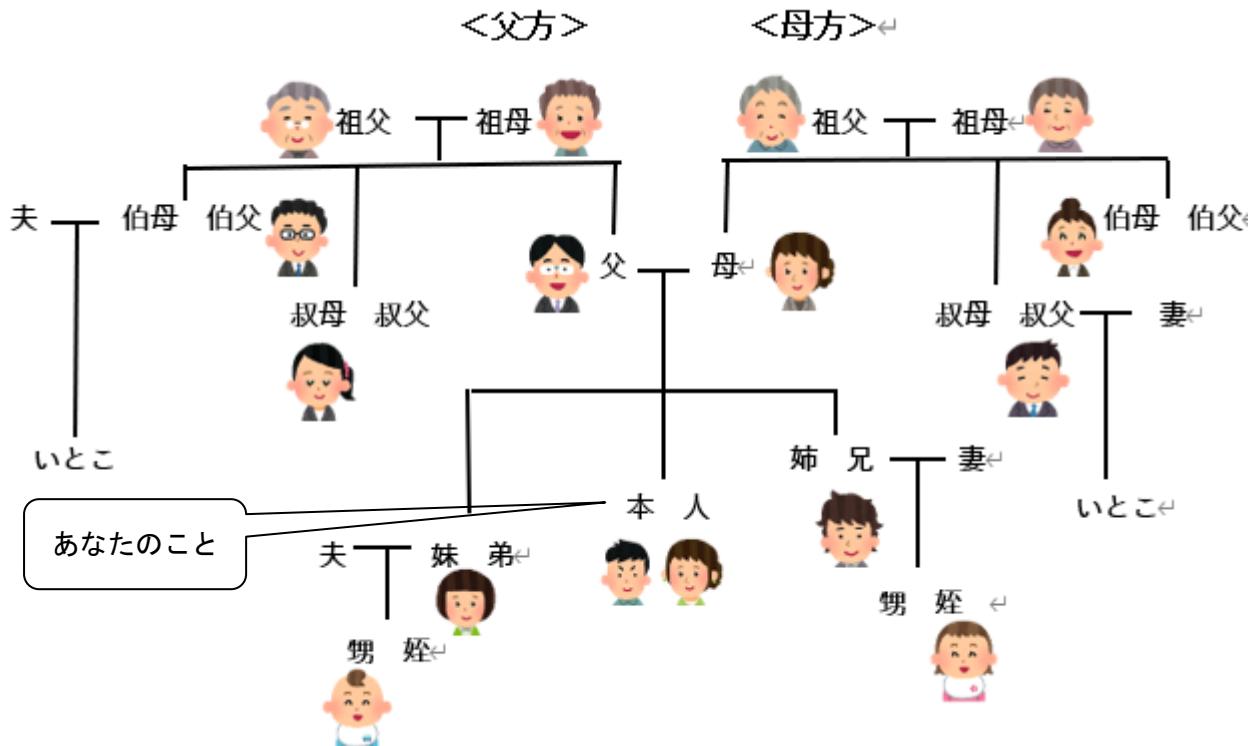
加害者から身を隠したいあなた。

でも、住民票からあなたの住んでいる場所がわかつてしまうことがあります。

そんな時は住んでいる市町村の窓口に申し込んで加害者（暴力をふるう人・ストーカーをする人・虐待をする人）があなたの住民票や戸籍を見たり、取寄せたりすることを拒否（制限）することができます。そのことを「DV等支援措置」と言い、それをすると安心して生活できます。心配な人は住民票がある市町村に相談してください。

自分のこと  
08-02

親戚がたくさんいます。どの人を何と呼んでよいかわ  
りません。続柄を教えてください



そら  
祖父・祖母

あなたの父さんや母さんの親のことです

おじ  
伯父・叔父

あなたの父さんや母さんの男のきょうだいです  
お父さんやお母さんより年上のきょうだいを伯父 年下が叔父

おば  
伯母・叔母

あなたの父さんや母さんの女のきょうだいです  
お父さんやお母さんより年上のきょうだいを伯母 年下が叔母。

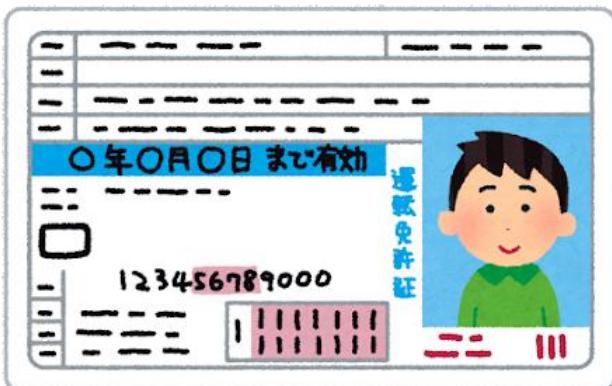
いとこ  
従兄弟  
いとこ  
従姉妹

あなたの父さんや母さんのきょうだいの子ども（男）です  
あなたの父さんや母さんのきょうだいの子ども（女）です

おい  
甥  
めい  
姪

あなたのきょうだいの子ども（男）です  
あなたのきょうだいの子ども（女）です

自分のこと 08-03	役所に住民票を取りに行くと、本人であることがわかる書類（本人確認書）を見せて下さいといわれました	
すること	相手	その内容
本人確認書類が必要です  本人確認書類の例です  こんな時にも提示が必要	市町村窓口	<p>あなたに成りすました人が不正に、住民票の写しや戸籍謄本を請求することを防止するために、書類を申請する時は必ずあなたであることを確認する書類が必要になります。</p> <p><b>1 1点で確認できるもの（顔写真つき）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) マイナンバーカード</li> <li>2) 運転免許証</li> <li>3) パスポート</li> <li>4) 在留カード</li> <li>5) 国や地方自治体が発行した免許証や資格証明書</li> </ol> <p><b>2 2点で確認できるもの</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療保険資格確認書</li> <li>2) 介護保険者証</li> <li>3) 年金手帳</li> <li>4) 社員証（顔写真つき）</li> <li>5) その他 名前や生年月日が確認できるもの</li> </ol> <p><b>本人確認書類を見せます</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 銀行等の窓口で預金を引き出すとき</li> <li>2) 中古品をお店に売るとき（ブックオフ・コメ兵等）</li> <li>3) 遺失物が発見された場合に受け取るとき（警察・交通機関窓口）</li> <li>4) 警察官に職務質問されたとき</li> <li>5) たばこやアルコール飲料を購入するとき</li> <li>6) ポイントカードの入会手続きのとき</li> <li>7) 年齢を確認するとき</li> </ol>



自分のこと 08-04	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が必要です 窓口に行かなくても取り寄せる方法はありますか	
すること	相 手	その内容
郵便による 取り寄せ	市町村 窓 口	<p>1 役所の窓口受付は平日の9時から17時が普通です 仕事が忙しくて休みが取れない時は、郵便で必要な書類を取り寄せてみましょう。</p> <p>2 取り寄せ可能な書類</p> <p>1) 戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書・戸籍の附票 2) 身元証明書 3) 住民票の写し等</p> <p>3 こんな時</p> <p>不動産の名義変更 預貯金払戻し 車の名義変更 生命保険の請求 など</p> <p>3 申請方法</p> <p>1) 取り寄せる市町村のホームページで申請方法を検索します。 2) 市町村窓口に連絡し、発行手数料、申請書の内容、本人確認書類のこと、申請先をあらかじめ確認します。 3) 郵便局の窓口で役所からきいた発行手数料に相当する「定額小為替」を購入します。 4) 申請書・返信用封筒に必要事項を記入します 5) 往信用封筒に申請書、返信用封筒、「定額小為替」返信用の切手および本人確認できる書類（写）を入れて発送します。これで完了です。</p> <p>5) 名古屋市の場合（郵送での申請）</p> <p>住民票（写）・戸籍全部（個人）事項証明書・身元証明書の交付申請</p> <p>〒456-8502 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 証明書交付センター 宛 電話 683-9532</p> <p>6) その他の市町村の申請先</p> <p>市町村のホームページや窓口でしっかり確認してから申請してください。特に申請先や手数料をしっかり確実。</p>



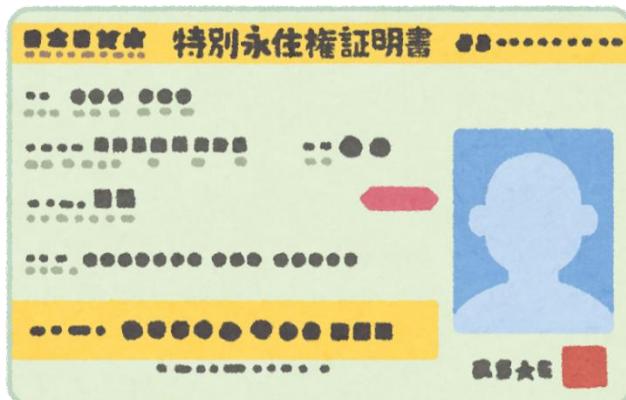
郵便で取り寄せOK

自分のこと 08-05	<p>私は外国籍ですが あと数か月で施設を巣立ちます      在留カードの更新手続きなどをおしえてください</p>																				
ことがら	<p>その 内 容</p>																				
外国人として の登録・管理	<p>1 日本人は「戸籍法」による戸籍制度で登録・管理されています。      2 外国人は「出入国管理及び難民認定法」で登録・管理されています。      3 中長期で日本で生活している外国籍の人には「在留カード」が交付されます。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国 種</th><th>関係する法律</th><th>届出する所</th><th>証明書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 574 477 765">日本国籍 の人</td><td data-bbox="477 574 795 765">           1. 戸籍法            2. 住民基本台帳法         </td><td data-bbox="795 574 954 765">市町村窓口</td><td data-bbox="954 574 1430 765"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸籍全部事項証明書</li> <li>● 戸籍の附票</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul> </td></tr> <tr> <td data-bbox="350 765 477 1125">外国籍 の人</td><td data-bbox="477 765 795 1125">           1. 出入国管理 及び            難民認定法            2. 出入国管理に関する            特例法            3. 住民基本台帳法         </td><td data-bbox="795 765 954 1125">           入国管理局            (地方)         </td><td data-bbox="954 765 1430 1125"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 在留カード</li> </ul> </td></tr> <tr> <td data-bbox="350 1125 477 1136"></td><td data-bbox="477 1125 795 1136"></td><td data-bbox="795 1125 954 1136">市町村窓口</td><td data-bbox="954 1125 1430 1136"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別永住者証明書</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul> </td></tr> <tr> <td data-bbox="350 1136 477 1140"></td><td data-bbox="477 1136 795 1140"></td><td data-bbox="795 1136 954 1140"></td><td data-bbox="954 1136 1430 1140">           1. 居住地が変わった時の            届出            2. 住民票の交付申請等は            市町村窓口で行います         </td></tr> </tbody> </table>	国 種	関係する法律	届出する所	証明書等	日本国籍 の人	1. 戸籍法 2. 住民基本台帳法	市町村窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸籍全部事項証明書</li> <li>● 戸籍の附票</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul>	外国籍 の人	1. 出入国管理 及び 難民認定法 2. 出入国管理に関する 特例法 3. 住民基本台帳法	入国管理局 (地方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在留カード</li> </ul>			市町村窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別永住者証明書</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul>				1. 居住地が変わった時の 届出 2. 住民票の交付申請等は 市町村窓口で行います
国 種	関係する法律	届出する所	証明書等																		
日本国籍 の人	1. 戸籍法 2. 住民基本台帳法	市町村窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸籍全部事項証明書</li> <li>● 戸籍の附票</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul>																		
外国籍 の人	1. 出入国管理 及び 難民認定法 2. 出入国管理に関する 特例法 3. 住民基本台帳法	入国管理局 (地方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在留カード</li> </ul>																		
		市町村窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別永住者証明書</li> <li>● 住民票の写し</li> </ul>																		
			1. 居住地が変わった時の 届出 2. 住民票の交付申請等は 市町村窓口で行います																		
どれくらいの 外国人が日本 にいますか	<p>出入国在留管理庁資料</p> <p>2024年末に中長期在留者と特別永住者あわせて約377万人です。      3年連続で過去最多を更新しています。</p> <p><b>国籍別では</b></p> <p>1 中国 2 ベトナム 3 韓国 4 フィリピン 5 ネパール 6 ブラジルの順</p> <p><b>都道府県別では</b></p> <p>1 東京都 2 大阪府 3 愛知県 4 神奈川県 5 埼玉県の順</p> <p><b>在留資格別では</b></p> <p>1 永住者 2 技能実習 3 技術・人文知識・国際業務 4 留学 5 家族滞在の順</p> <p>愛知県内には約33万人の外国人が暮らしています。あなたもその中の一人ですね。</p> <p>1 おじいちゃんが外国籍で、ずっと外国籍の家族として日本国内で生まれて生活している子ども。</p> <p>2 最近、日本国内で生まれた外国籍の子ども。</p> <p>3 おじいちゃんたちが外国に渡り、その地で日系三世として生まれ、その後に来日して生活している外国籍の子ども。</p> <p>世界はグローバルな時代で、日本でもたくさんの外国籍の大人や子どもが生活しています。そして、その人たちは、在留資格により、日本で生活できる期間が決められています。</p> <p>それを「在留期間」といいます。</p>																				
外国人は在留 の期間が決め られています																					

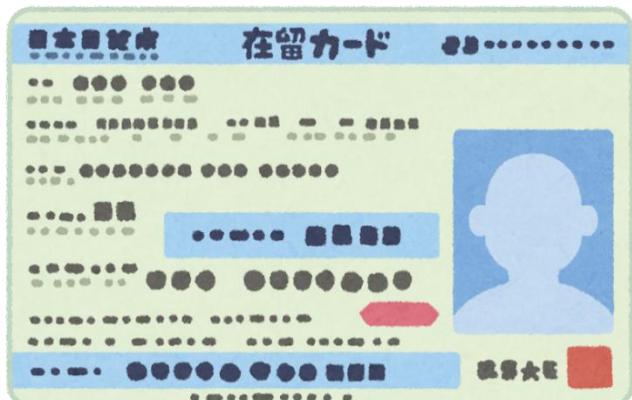
具体的な ざいりゅうきかん 在留期間	在留資格	どんな人たち	在留期間 (居住資格)
	えいじゅうしや <b>永住者</b>	●法務大臣が永住を認めた人。 ●昭和20年以前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約（昭和27年）により日本国籍を失った後も、日本に住んでいる台湾、朝鮮半島出身者とその子孫（特別永住者）	制限はありません
	はいぐうしゅなど <b>永住者の配偶者等</b>	●永住者等と結婚している人および永住者の子として日本国内で生まれそのまま日本にいる人	5年、3年 1年、6ヶ月
	はいぐうしゅなど <b>日本人の配偶者等</b>	●日本人と結婚している外国籍の人および日本人の子どもとして出生した人	5年、3年 1年、6ヶ月
	ていじゅうしや <b>定住者</b>	●法務大臣が在留期間を指定して居住を認めた人 (例) 第三国定住難民 日系3世（ブラジル等） 中国残留邦人等	5年、3年 1年、6ヶ月
在留期間の こうしんとうてつづ 更新等手続き	<b>1 在留期間更新許可申請</b>		
	あなたは16歳の時に写真がついた「在留カード」を作っていますが、その在留カードに、あなたの「資格」に応じた在留期間が表示されています。期限の切れる前に更新手続きが必要です。		
	<p>在留資格の更新は下記の場所で行います</p> <p>なごやしゆつにゅうこくさいりゅうかんりきょく <b>名古屋出入国在留管理局</b>（名古屋市内に住んでいる人）</p> <p>電話 0570-052259</p> <p>住所 名古屋市港区正保町5—18</p> <p>交通 あおなみ線 「名古屋競馬場前」駅下車 徒歩1分</p> <p>注意 更新の2～3ヶ月前に事前連絡し必要な事柄を確認してください</p>		
	<b>2 特別永住者証明書の更新</b>		
	特別永住者は在留期間の更新は必要ありませんが 7年ごとに「特別永住者証明書」の更新が必要です。 更新は住んでいる市町村の窓口で行います。		
	<b>3 在留カードの紛失・盗難・破損などがあったとき</b>		
	<p>がいこくじんざいりゅうそうごう <b>外国人在留総合インフォメーションセンター</b> 電話 0570-013904</p> <p>ただちに、連絡して手続きを確認してください。</p> <p>以前、私は街中で在留カードを拾ったことがあります、失くした人は大慌てだったでしょう。生活するうえでとても困ります。大事に扱ってください。</p>		

在留カードに書かれた内容	<p><b>「在留カード」や「特別永住者証明書」に書かれていること</b></p> <p>1) 名前 2) 生年月日 3) 国籍 4) 住居地 5) 在留資格      6) 就労制限の有無 7) 在留期間 8) カード有効期間</p>
在留カードの携帯義務	<p>日本に在留する外国人には<b>「在留カード」</b>の携帯が義務つけられています。      役所などの公的機関から提示要求があった場合は提示しなければなりません。      なお<b>「特別永住者証明書」</b>の携帯義務はありません(長い間日本に住んでいるためです)</p>
外国人としての福祉や権利	<p>日本人と同じ社会保障制度が利用できます。      医療保険、年金保険等に加入できますし生活保護を受給することもできます。      ただし参政権はありませんので、長く日本に住んでいても国や地方自治体が行う選挙の投票や選挙への立候補はできません。</p>
その他	<p>在留期間を超えて更新等をしていない場合は<b>不法滞在</b>となり、強制的に国外退去させられるほか、罰則が有りますので更新は忘れずにしてください。</p>

## 特別永住者証明書



## 在留カード



在留カードなどを持っている人たちには  
 それぞれに「国と国との歴史」や  
 「家族としての長い生活史」があります。  
 あなたも少し勉強してみるのもいいですね。



自分のこと 08-06		選挙の通知（入場券・案内）が届きました。 はじめての選挙、どうしたらよいでしょうか。
すること	相手	その内容
<b>選挙権と被選挙権</b>	市町村選挙管理委員会	国民は18歳になると、みんなの代表を選挙で選ぶ権利が与えられます。それが「 <b>選挙権</b> 」です。 少しあとの年齢になると、今度は選挙に立候補してみんなの代表になることができます。それを「 <b>被選挙権</b> 」といいます。
<b>選挙豆知識</b>		第1回衆院議員選挙が行われた <b>1890年</b> 当時、選挙権があるのは国税を15円以上納めている満25歳以上の男子に限られていました。終戦後の <b>1945年</b> に満20歳以上の男女すべてが選挙権を得ることになり <b>2018年</b> には「選挙権」の18歳への引き下げが行われました。
<b>選挙の種類</b>		<p>1 衆議院議員選挙      2 参議院議員選挙      3 都道府県知事選挙      4 都道府県議会議員選挙      5 市区町村長選挙      6 市区町村議会議員選挙      * 衆議院議員選挙の時には、最高裁判所の裁判官の国民審査が行われます。</p>
<b>投票所入場券・投票所案内</b>		<p>1 市町村は「<b>選挙権</b>」のある人すべてに対して、投票日前に「<b>投票所入場券</b>」を郵送します。      送付対象者は満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その市町村内に住んでいる人（住民票のある人）です。</p>
<b>投票場所と投票時間</b>		<p>2 投票所入場券にはあなたの「<b>投票する場所</b>」と「<b>投票できる時間</b>」が指定しています。指定された場所と時間で投票してください。      投票場には必ず送られてきた入場券を持参してください      そして<b>投票することであなたの意思をしめしてください</b></p> <p>3 仕事や旅行などで、指定された場所・日時で選挙できない方のために<b>期日前投票制度</b>があります。利用してください。</p> <p>1) 投票できる期間      選挙告示日から選挙の前日まで      2) 投票できる場所      市町村に設けられた場所      (名古屋市では各区役所に1ヶ所)      3) 投票できる時間      8時30分～20時00分</p>
<b>期日前投票制度の利用</b>		

自分のこと 08-07	<p>わたしは「愛護手帳」を持っています。 福祉を利用するための大変な書類だと聞いていますが ピーンときません。内容を教えてください。</p>			
障がい別 手帳種類	手帳の種類	どんな人が持っているのか		
	身体障害者手帳	体の機能に障がいがあり日常生活に支援が必要な人		
	愛護手帳	知的機能に障がいがあり日常生活に支援が必要な人		
	精神障害者保健福祉手帳	精神的な病気があり日常生活に支援が必要な人		
手帳の意味	障害者手帳は、単にその人の①身体的②知的③精神的な能力・状態			
	はんていを判定するためのものではありません。			
愛護手帳について	手帳を持つ人が「社会の中で その人らしく生活するために」どんなサービスが必要か、どんなお手伝いができるか等社会のみんなで考えるためにあります。			
	<p>1 全国的には「療育手帳」と呼ばれていますが、名古屋市では「愛護手帳」といいます。</p> <p>人はだれでも「得意なこと」「苦手なこと」「できること」「できないこと」があります。どんなに頑張っても「計算が苦手」「新聞やむずかしい本が理解できない」「仕事で指示されたことが理解しにくい」といったことがあると生活するときや会社で働くときに支障があり、とても困ってしまいます。</p> <p>そのことを知的に障害があるといい、愛護手帳はそれらの人が持つ手帳です。</p>			
	<p>愛護手帳があると、あなたの特性を周りの人には理解してもらえます。 また、生活や仕事でできないところを協力してもらいやすくなります。</p>			
	2 愛護手帳があるとこんなサービスが受けられます			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1551 493 1709">生活</td><td data-bbox="493 1551 1438 1709">           1 外出するときにヘルパーさんに付き添ってもらえます。            2 掃除や料理をするときはヘルパーさんが協力してくれます。            3 交通運賃の割引があります。            4 名古屋市に住んでいる人は「福祉特別乗車券」がもらえます。            5 名古屋市に住んでいる人は「市立公共施設」が無料で入場できます。         </td></tr> </table>	生活	1 外出するときにヘルパーさんに付き添ってもらえます。 2 掃除や料理をするときはヘルパーさんが協力してくれます。 3 交通運賃の割引があります。 4 名古屋市に住んでいる人は「福祉特別乗車券」がもらえます。 5 名古屋市に住んでいる人は「市立公共施設」が無料で入場できます。	
生活	1 外出するときにヘルパーさんに付き添ってもらえます。 2 掃除や料理をするときはヘルパーさんが協力してくれます。 3 交通運賃の割引があります。 4 名古屋市に住んでいる人は「福祉特別乗車券」がもらえます。 5 名古屋市に住んでいる人は「市立公共施設」が無料で入場できます。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1754 493 1821">住まい</td><td data-bbox="493 1754 1438 1821">1 グループホームで生活することができます。</td></tr> </table>	住まい	1 グループホームで生活することができます。		
住まい	1 グループホームで生活することができます。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1821 493 1888">お金</td><td data-bbox="493 1821 1438 1888">1 お金の使い方や管理について協力してもらえます。 2 市県民税などが安くなります。</td></tr> <tr> <td data-bbox="335 1888 493 1998">お仕事</td><td data-bbox="493 1888 1438 1998">1 会社の仕事が上手くできるよう支援してもらえます。 2 ハローワークの窓口では専門の人からていねいな相談が受けられます。</td></tr> </table>	お金	1 お金の使い方や管理について協力してもらえます。 2 市県民税などが安くなります。	お仕事	1 会社の仕事が上手くできるよう支援してもらえます。 2 ハローワークの窓口では専門の人からていねいな相談が受けられます。
お金	1 お金の使い方や管理について協力してもらえます。 2 市県民税などが安くなります。			
お仕事	1 会社の仕事が上手くできるよう支援してもらえます。 2 ハローワークの窓口では専門の人からていねいな相談が受けられます。			

### 3 サービスを受けたい（協力してほしいと思った時）場合

だまつていては、せっかくのサービスが使えません。

生活や仕事で困ったことがあつたら、ぜひ相談してください。

そのサービスは「**障害者総合支援法**」に基づいたもので  
区役所の窓口に内容がわかる「パンフレット」があります。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている  
人も同様です。

困らないように、ぜひ内容を確認しておきましょう。



#### 1) 相談先

●各区役所の**福祉課障害福祉係**・各支所の**福祉係**

●各区にある「**障害者基幹相談支援センター**」

センターは障害のある方の身近な相談窓口で、みんなの地域での生活  
自立と社会参加のお手伝いをするところです。

### 4 手帳の更新（再判定）について

5年ごとにおこないます。名古屋市においては更新時期の2～3ヶ月前に下記のところに相談してください。

1) 各区役所の**福祉課障害福祉係**・各支所の**福祉係**

2) **名古屋市知的障害者更生相談所**（サンハート）

名古屋市熱田区千代田町 20-26 電話 052-678-3810

### 5 その他の場合 ➡ 各区役所の**福祉課障害福祉係**・各支所の**福祉係**

1) 再交付の申請 手帳を紛失したり、破れてしまったりした場合

2) 名前が変わった場合（婚姻したとき）

3) 住所が変わった場合（転居したとき）

### 6 とても大切なものです

手帳は「**個人情報**」です。役所では「**身分証明**」にも使えます。

とても大事なものです。しっかり保管してください。

